

◇ 誤請求事例 ◇

コンピューター断層撮影料

コンピューター断層撮影料を健保点数で算定しています

指定病院 等の番号	病院等 の名称
--------------	------------

帳票種別 3 4 7 0 3	修正項目番号	①新継再別 1 初診 3 転医始診 5 継再 7 再発 3	②転帰事由 1 治癒 3 継続 5 転医 7 中止 9 死亡 3	③支払額
④ 府 県 所 掌 管 轄 基 幹 番 号 枝 番 号 労働保険番号	⑤増減コード及び増減額		⑥増減理由	
⑥生年月日	⑦傷病年月日 2 0 0 6 0 6	⑧増減理由		⑨決定年月日
⑩療養期間 2 0 0 6 1 1 - 2 0 0 6 3 0	⑪診療実日数 4 日		⑫処理区分	
⑬合計額	修正欄			

診
療
費

労働者の氏名	(52 歳)	傷病の部位及び傷病名	頭部打撲症、胸部打撲症
事業の名称		傷病の経過	
事業場の所在地	都 府 道 県 郡 区 市		画像診断にて来院

請
求
内
訳
書
(入院外用)

診療内容	点数(点)	診療内容	金額	摘要
⑪初診 時間外・休日・深夜		⑪初診	円	
⑫再診 外来・時間外・休日・深夜		⑫再診	円	
⑬指導				
⑭在宅 往診 夜間・緊急 在宅 在宅 在宅				
⑮内投				
⑯投薬				
⑰処方 ⑱麻酔 ⑲静注 ⑳その他				
⑳処置				
㉑手術				
㉒検査				
㉓画像診断	3 回		2,096	
㉔その他				
小計	点	円		

1. 請求内容と正しい算定

- ◎ コンピューター断層撮影料を誤って算定しています。
コンピューター断層撮影及び磁気共鳴コンピューター断層撮影を同一月に行い、2回目の撮影料を健保の2回目以降の費用の点数により算定しています。
- ◎ 労災では、2回目以降の撮影の費用も1回目と同じ点数で算定できます。
事例の場合、1,388×1を算定します。

2. 労災特掲料金

- ◎ コンピューター断層撮影料
健保点数表ではコンピューター断層撮影及び磁気共鳴コンピューター断層撮影が同一月に2回以上行われた場合、当該月の2回目以降の撮影の費用は、所定点数にかかわらず一連につき650点により算定することとなっていますが、労災保険ではこの規定は適用されません。

⑰	* 頭部CT (イ) 撮影 (画像記録用 半切2枚)	
	1回目 (6月11日)	908 × 1
	* 頭部MRI (1) 撮影 (画像記録用 半切3枚)	
	2回目 (6月18日)	738 × 1
	* 断層診断	450 × 1